

正 誤

ページ 行 誤 正

令和六年十月三十日（号外第二百五十三号）公布内閣府令第八十七号（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

二三	表中改正	後欄中改正
二五	表中改正	後欄中改正
二三	前欄中改正	後欄中改正
三〇	〃	〃

三〇ページ表中改正前欄中終りから一〇行目から七行目までは次のとおり誤り。

第四十九条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。
 令和六年九月二日（号外第二百五五号）公布内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号（産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令）

（原稿誤り）

四四上 二〇二〇年九月十一日 森山誠一郎

令和六年九月十三日（号外第二百十四号）公布デジタル庁・総務省令第十八号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令）

（原稿誤り）

二二	改正後欄	第六項本文、	第六項本文又は
二二	改正前欄	第五項、第七項	第五項
〃	〃	適用	準用
〃	改正後欄又は第十項の規定	〃	〃